

報告第1号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第1号

岩屋ポートビル解体撤去工事請負変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

令和5年5月18日

淡路市長 門 康 彦

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 議案番号 | 議案第35号（令和4年6月20日議決） |
| 2 当初契約年月日 | 令和4年6月20日 |
| 3 契約の目的 | 岩屋ポートビル解体撤去工事 |
| 4 契約の金額の変更 | |
| (1) 議決金額（当初） | 145,057,000円 |
| (2) 第3回変更後金額 | 145,832,500円 |
| (3) 当初からの変更金額 | 775,500円 |
| (4) 当初からの増減率 | 0.5パーセント |
| 5 契約の相手方 | |
| | 兵庫県淡路市志筑3077番地 |
| | 株式会社ツダ 代表取締役 津田 豊 |